

公益社団法人今治市シルバー人材センター 役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人今治市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・一般財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

2 この規程は、事務局職員を兼ねる役員については適用しない。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員職務遂行の対価として次に掲げるところにより報酬を支給することができる。

- (1) 常勤役員 月額報酬
- (2) 非常勤役員 日額報酬

2 前項の規定は、今治市職員については適用しない。

3 役員には、役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額、別表1「常勤役員の報酬月額」に定める金額の範囲内として、非常勤役員の報酬日額は、別表2「非常勤役員の報酬日額」の範囲内として、それぞれ理事会の承認を得て、決定するものとする。ただし、各々の監事の報酬は、監事の協議により決定する。

2 常勤の役員が月の途中においてその職に就いたときは、その日から月の末日まで、また、任期満了、辞職若しくは解任等により常勤の役員でなくなったときは、月の初日からその日まで、それぞれ日割りにより計算した額の報酬を支給する。

3 前項の規定にかかわらず常勤役員が死亡したときは、その月分までの報酬を支給する。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は職員給与規程における給料等の支給に関する規定を準用するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、日額報酬は、現金で支給することができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表3により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月29日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬月額

(1) 理事長	15万円までの範囲内
(2) 副理事長	13万円までの範囲内
(3) 常務理事	10万円までの範囲内
(4) 監事	5万円までの範囲内

別表2 非常勤役員の報酬日額

(1) 理事が理事会及び理事の職務を遂行したときは、日額5,000円までの範囲内で支給する。
(2) 監事が監事の職務を遂行したときは、監事の協議のうえ日額5,000円までの範囲内で支給する。

別表3 費用の額

(1) 非常勤役員の管内職務に係る費用	
ア 今治、朝倉、玉川、波方、大西及び菊間地区	
各非常勤役員の自宅からセンター又は開催場所までの距離（往復）に基づく次の額	
距 離	金 額 (円)
7 kmを超え10 km以下	200
10 kmを超え15 km以下	300
15 kmを超え20 km以下	400
20 kmを超え25 km以下	500
25 kmを超え30 km以下	600
30 kmを超え35 km以下	700
35 kmを超えるもの	800
イ 吉海、宮窪、伯方、上浦及び大三島地区	
上表中、「センター又は開催場所」を「最寄のバスの停留所」と読み替え、金額においては、同表に記載された各区分ごとの金額に、最寄の停留所からセンター又は開催場所に最も近い停留所間のバス料金（往復）を加えたものとする。	
ウ 関前地区	
上表中、「センター又は開催場所」を「岡村港」と読み替え、金額においては、同表に記載された各区分ごとの金額に、岡村港—今治港間のフェリー運賃（往復の旅客運賃）及び今治港からセンター又は開催場所までのバス料金（往復）を加えたものとする。	
※ 地区とは、平成17年1月16日実施の市町村合併前の旧市町村の区域をいう。	
(2) 役員の管外職務に係る費用	旅費規程に定める金額
(3) その他	実費